

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年6月2日(2011.6.2)

【公開番号】特開2007-126470(P2007-126470A)

【公開日】平成19年5月24日(2007.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2007-019

【出願番号】特願2006-340424(P2006-340424)

【国際特許分類】

A 6 1 K 47/36 (2006.01)

A 6 1 K 9/48 (2006.01)

A 6 1 K 47/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 47/36

A 6 1 K 9/48

A 6 1 K 47/10

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年4月13日(2011.4.13)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

イオタ-カラギーナン、澱粉、可塑剤、および緩衝剤を含み、

澱粉がヒドロキシプロピル化タピオカ澱粉、ヒドロキシプロピル化酸改質タピオカ澱粉、ヒドロキシプロピル化メイズスター、酸改質ヒドロキシプロピル化コーンスター、
フランシュ乾燥酸改質天然コーンデントスター、プレゼラチン化改質コーンスター、
プレゼラチン化酸希釈改質コーンスター、マルトデキストリン、および馬鈴薯澱粉から
なる群から選ばれる少なくとも1種を含み、

イオタ-カラギーナンの含有量が12~24重量%である

軟質カプセル用乾燥フィルム組成物。

【請求項2】

澱粉とイオタ-カラギーナンとの重量比は1.5:1~3:1の範囲である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

可塑剤がグリセリンである、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

緩衝剤がナトリウム塩もしくはカリウム塩である、請求項1~3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

保存料をさらに含む、請求項1~4のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項6】

シェルと充填材料とを含み、シェルは実質的に請求項1~5のいずれか1項に記載の組成物からなる軟質カプセル。

【請求項7】

イオタ-カラギーナンが有効弾力化量にて存在する、請求項6に記載の軟質カプセル。

【請求項8】

澱粉が構造化フィルムのために有効な量にて存在する、請求項 6 または 7 に記載の軟質カプセル。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0033

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0033】

さらに軟質カプセル用の乾燥フィルム組成物も開示され、この組成物はイオタ・カラギーナンと改質澱粉との混合物を含有する42～84重量%のゲル形成剤と、可塑剤と、緩衝剤とから実質的になっている。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0064

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0064】

本発明にて有用な市販入手しうる澱粉の代表例はピュア・コート（商品名）B760およびB790（酸改質ヒドロキシプロピル化コーンスター・チ）、ピュア・コート（商品名）B793（プレゼラチン化改質コーンスター・チ）、ピュア・コート（商品名）B795（プレゼラチン化改質コーンスター・チ）、およびピュア・セット（商品名）B965（フラッシュ乾燥酸改質天然コーンデントスター・チ）[これらは全てグレイン・プロセシング・コーポレーション・オブ・ムスカチン、アイオワ州から入手しうる]を包含する。他の有用な市販入手しうる改質澱粉はC*アラテックス（商品名）75701（ヒドロキシプロピル化酸改質タピオカ澱粉）[セレスター・インコーポレーション・オブ・ハーンモンド、インディアナ州から入手しうる]；M250およびM180（マルトリーン（登録商標）；マルトデキストリン）およびピュア・デント（商品名）B890（改質コーンスター・チ）[グレイン・プロセシング・コーポレーションから入手しうる]；並びにミドソル・クリスピ（改質高アミロースコーンスター・チ）[ミッドウエスト・グレイン・インコーポレーション・オブ・アトキンソン、カンサス州から入手しうる]を包含する。ここで使用するのに適する唯一の天然（未改質）澱粉は馬鈴薯澱粉である。この種の澱粉はポテト・スター・チ・スプラ・バクターとしてロケット社から入手しうる。